

令和6年四條畷市議会9月定例議会

【参考資料】一部改正条例等の新旧対照表

(目次)

○議案第11号関係	1 ページ
○議案第12号関係	3 ページ
○議案第13号関係	13 ページ
○議案第14号関係	15 ページ
○議案第15号関係	17 ページ
○議案第16号関係	19 ページ

四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(収支報告書等の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該交付を受けた年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を規則で定める様式により作成し、領収書の写しその他当該支出の事実を証する書類及び当該支出の内訳を記した書類又は議長が指定する電子情報処理組織を用いた電磁的記録（以下「領収書等」という。）を当該収支報告書に添付し、当該年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員は、任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により収支報告書及び領収書等の提出があったときは、当該収支報告書及び領収書等の写しを市長に送付するものとする。

第7条～第9条 略

(議長等が欠けている場合の特例)

第10条 議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている場合のこの条例（第7条を除く。）の適用については、条例中「議長」とあるのは、「議会事務局長」とする。

第11条 略

旧

(収支報告書等の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該交付を受けた年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を規則で定める様式により作成し、領収書その他当該支出の事実を証する書類及び当該支出の内訳を記した書類（以下「領収書等」という。）を当該収支報告書に添付し、当該年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員は、任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により収支報告書及び領収書等の提出があったときは、当該収支報告書及び領収書等の写しを市長に送付するものとする。

第7条～第9条 略

第10条 略

四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新		
別表第1（第3条関係）		
執行機関	事務	
	略	
3 市長	略	
4 削除		
5 市長	予防接種に関する事務であって規則で定めるもの	
6 市長	健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの	
7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	
8 教育委員会	児童及び生徒の就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの	
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	重度障害者医療費助成条例による重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付関係情報</u> 、 <u>外国人生活保護措置関係情報</u> 、地方税関係情報、年金給付関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給関係情報、難病患者に対する医療

旧

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
	略
3 市長	略
4 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	児童及び生徒の就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	重度障害者医療費助成条例による重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給関係情報、ひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報又

		等に関する法律（平成26年法律第50号）による指定難病用支援者に対する証明に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、ひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報、子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療給付の支給関係情報、住民票関係情報、重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報、子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、戸籍関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、母子保

		<p>は子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療給付の支給関係情報、住民票関係情報、重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報又は子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、母子保</p>

		<p>健法による養育医療給付の支給関係情報、児童手当関係情報、住民票関係情報、<u>中国残留邦人等支援給付関係情報、戸籍関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報、ひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報又は住登外者宛名情報</u>であって規則で定めるもの</p>	
4	削除		
5	市長	<p>予防接種に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
6	市長	<p>健康増進事業に関する事務であっ</p>	<p>障害者関係情報、生活保護関係情</p>

		<p>健法による養育医療給付の支給関係情報、児童手当関係情報、住民票関係情報、重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報又はひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当等関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当等関係情報、ひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報、小児慢性特定疾病医療費給付等関係情報、中国残留邦人等支給関係情報、障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給関係情報、失業等給付関係情報、職業訓練受講給付金関係情報、障害者自立支援給付関係情報、年金等給付関係情報及び年金生活者支援給付金関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	<p>予防接種に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
6 市長	<p>健康増進事業に関する事務であっ</p>	<p>障害者関係情報、生活保護関係情</p>

	て規則で定めるもの	報、地方税関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給関係情報、ひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報、子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療給付の支給関係情報、重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報、母子保健法による養育医療給付の支給関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当等関係情報、児童扶養手当等関係情報、小児慢性特定疾病医療費給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給関係情報、失業等給付関係情報、職業訓練受講給付金関係

	て規則で定めるもの	報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
--	-----------	--------------------------------

		<u>情報、障害者自立支援給付関係情報、年金等給付関係情報及び年金生活者支援給付金関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報又は戸籍関係情報であって規則で定めるもの</u>
--	--	--

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略			
2 教育委員会	略		
3 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

--	--	--

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略			
2 教育委員会	略		

四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(徴収猶予)

第23条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 納付義務者が震災、風水害、火災若しくはこれに類する災害を受けたとき。

(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

(3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

(4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 略

第30条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者を10万円以下の過料に処する。

旧

(保険料の徴収猶予)

第23条 市長は、保険料の納付義務者が、次の各号の一に該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間（その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると市長が認める場合には、その者の申請に基づき市長が定める相当の期間）に限り、その徴収を猶予することができる。

- (1) 納付義務者が、その財産につき震災、風水害、火災、その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- (2) 納付義務者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- (3) 納付義務者が事業不振のため休廃業したとき。
- (4) 納付義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる事実に関連する事実があつたとき。

2 略

第30条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者を10万円以下の過料に処する。

四條畷市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

新

第1条による改正（四條畷市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）
（医療証の提示）

第7条 第6条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定による決定（以下「助成の決定」という。）を受けた者（以下「受給者」という。）は、療養を受けようとするときは、健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者で規則で定める病院、診療所、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に医療証を提示しなければならない。ただし、受給者が医療証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法その他規則で定める方法により、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保健医療機関等が当該情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

第2条による改正（四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）
（医療証の提示）

第6条 第4条の2第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による決定（以下「助成の決定」という。）を受けた者（以下「受給者」という。）は、療養を受けようとするときは、保険医療機関等に医療証を提示しなければならない。ただし、受給者が医療証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法その他規則で定める方法により、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保健医療機関等が当該情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

第3条による改正（四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正）
（医療証の提示）

第8条 受給者は、療養を受けようとするときは、健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者で規則で定める病院、診療所、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に医療証を提示しなければならない。ただし、受給者が医療証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法その他規則で定める方法により、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保健医療機関等が当該情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

(医療証の提示)

第7条 第6条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定による決定(以下「助成の決定」という。)を受けた者(以下「受給者」という。)は、療養を受けようとするときは、健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者で規則で定める病院、診療所、薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に医療証を提示しなければならない。

(医療証の提示)

第6条 第4条の2第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による決定(以下「助成の決定」という。)を受けた者(以下「受給者」という。)は、療養を受けようとするときは、保険医療機関等に医療証を提示しなければならない。

(医療証の提示)

第8条 受給者は、療養を受けようとするときは、健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者で規則で定める病院、診療所、薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に医療証を提示しなければならない。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約新旧対照表

新

別表第2（第3条関係）

岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

旧

別表第2（第3条関係）

藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、
田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村